

答 申

第1 審査会の結論

岡山県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成20年4月9日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - ① 平成20年2月29日付け、企局第400号「教示書」中「開示請求に係る公文書の全部を開示しましたので、不服申立てをすることはできません」理由を記載した行政不服審査法の当該条項を記載した文書
 - ② 平成20年3月31日付け、企局第430号「公文書一部開示決定通知書」にかかる伺（起案一決裁）文書
 - ③ ○○前公営企業管理者にかかる地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第32条の規定に適合した事務引継書
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、①については、作成していないため、保有していないことを理由として非開示とし、②については「平成20年3月31日付け、企局第430号「公文書一部開示決定通知書」にかかる伺（起案一決裁）文書」を、③については「○○前公営企業管理者にかかる地公法第32条の規定に適合した事務引継書」をそれぞれ特定した上で開示とした、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年4月18日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成20年4月30日付けで、岡山県知事（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。
- 4 審査庁は、条例第17条の規定により、平成20年6月19日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非開示とした①について当該処分を取り消して開示すること並びに非開示とした理由の付記について一般人が容易に理解できるよう適法に記載することを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 地公法第32条において、職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従わなければならないと羈束されている。本件は条例第1条に規定する知事の県民に説明する責務を全うするためにも、また、岡山県庁文書規程に従い、誠実に請求文書を開示すべきである。

実施機関が現に保有している公文書が法規適法な要件を具備した文書であれば格別、違法不適法な瑕疵ある文書の開示が正当開示とするならば、条例が宣言する県民に説明する責務を全うし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するというフィロソフィーは、形骸化骨抜きとなるのは明らかである。

なお、地公法第32条違反事案は、同法第29条が規定する懲戒処分の可罰的要件を充足することについても厳しく認識する必要がある。

- (2) 「実施機関に新たな公文書の作成を義務づけるものではない。」という説明は、説得力のない失当な主張である。また、「やむを得ない」という主張は、法令等無視した開示文書の後めたさ、引け目を暗示する逃げ口上に過ぎないものである。
- (3) 非開示理由説明書の性格は、実施機関が審査請求理由に示された主張に答えながら、非開示情報に当たる理由を公文書内容にかかる情報のカテゴリー的性質に即し、具体的に記述すべきものである。
- (4) 心ない行政機関には、悪しき慣行として「文書を作らない、残さない」というクライメートがあると指摘されているが、本件実施機関もまたこの例に漏れないものである。条例の適正な推進を図るため、審査請求の趣旨、理由に対し、ポジティブにしてアクティブに釈明するよう求めるものである。
- (5) 非開示の理由付記した記載は、理不尽にして失当である。「なぜ文書を作成しないのか」「作成しなかったのか」当該理由をその根拠とともに示さなければ、十分とはいえず、条例第11条第3項の理念に反するものである。

第4 審査庁及び実施機関の説明要旨

審査庁及び実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は

、概ね次のとおりである。

- (1) 条例に基づく公文書の開示は、実施機関が現に保有している公文書を対象としたものであり、実施機関に新たな公文書の作成を義務付けるものではない。したがって、現に保有していない文書を非開示とすることはやむを得ないものである。
- (2) 本件処分については、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったものであるところ、決定に当たり開示しない理由として「作成していないため、保有していない」と記載しており、理由の付記に不足はない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象となった公文書について

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成20年2月29日付け、企局第400号教示書中「開示請求に係る公文書の全部を開示しましたので、不服申立てをすることはできません」理由を記載した行政不服審査法の当該条項を記載した文書である。

2 本件対象公文書の存否について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書は不存在のため非開示とする本件処分を行っているので、本件対象公文書の存否について以下検討する。

本件対象公文書については、実施機関は、作成していないため、保有していないと主張し、審査請求人は、条例第1条に規定する知事の県民に説明する責務を全うするため、また、岡山県庁文書規程（企業局にあっては、岡山県企業局文書取扱規程（昭和30年岡山県営電気事業訓令第2号））に従い、実施機関は、誠実に請求文書を開示すべきであると主張している。

本件対象公文書は、平成20年2月29日付け教示書に関連する文書として開示請求されたものであるが、実施機関の主張によると、行政庁の教示についての照会に対する教示書の作成に当たり、全部開示の処分を行ったので不服の生ずる余地がなく、不服申立てができないと判断したものであると説明している。

実施機関は、上記の判断から簡潔に教示書を作成したものと考えられ、その中に本件対象公文書に該当する内容を含んでいないことについては、事務処理上において不合理とは認められない。また、当審査会において、平成20年2月29日付け、企局第400号教示書を確認したところ、本件対象公文書の存在は認められなかった。

したがって、本件対象公文書を作成していないため、保有していないとする実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件対象公文書について非開示とした処分を取り消して開示すべきと主張しているが、条例は、あくまで実施機関が保有している公文書についての開示を義務づけるものであり、特定の公文書の作成を義務づけているものではない。

3 理由の付記について

審査請求人は、本件処分に係る理由付記は、一般人が容易に理解し得るよう適法に記載せよと主張しており、これに対して実施機関は、公文書の不存在を理由として非開示決定を行ったもので、開示しない理由として「作成していないため、保有していない。」と記載しており、理由の付記に不足はないと主張している。

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、処分庁の判断について合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるというものであると解されていることから、実施機関が、本件処分に当たり付した理由はこれに反するものということとはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会は、実施機関から本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について意見を求められているものであり、それらの主張について意見を述べる立場にない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について、不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 6 月 19日	審査庁から諮問を受けた。
平成20年 7 月 1 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成20年 7 月 16日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成20年 8 月 18日	審査請求人から意見書が提出された。
平成20年 8 月 25日 (審査会第2回目)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成20年 9 月 30日 (審査会第3回目)	審査庁及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成20年11月11日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成20年12月16日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年 1 月 30日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年 2 月 27日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 神 山 敏 雄	岡山大学名誉教授	審査会第3回目まで審議
会長職務代理者 清 野 幸 代	弁護士	審査会第3回目まで審議
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	審査会第4回目から審議
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第4回目から審議